

滋賀労働局助成金センター OA フロア敷設工事仕様書

1. 工事の名称

滋賀労働局助成金センターOA フロア敷設工事（電気・電話・LAN 配線工事を除く）

2. 工事場所

滋賀県大津市打出浜 13 番 49 京都建物大津ビル 4 階

3. 工事目的

京都建物大津ビル 4 階において、滋賀労働局助成金センターを開設（令和 7 年 9 月予定）するため、OA フロアを敷設するもの。

4. 工事期間

契約締結～令和 7 年 8 月 7 日（木）17 時まで

作業時間は原則平日の 8 時 30 分～17 時までとするが、大きな音が発生する作業は発注者に事前通知の上、調整を行うこと。

5. 工事内容

「滋賀労働局助成金センターOA フロア敷設工事特記仕様書」のとおり。

6. 提出書類

《契約締結後》

受注者は、契約締結後 7 日以内に、以下の書類を提出すること。

- ① 工事着工届書
- ② 仕様書に基づく工程表及び施工計画書
- ③ 現場代理人等通知書及び経歴書
- ④ 施工図
- ⑤ 緊急連絡体制表

《工事完了後》

受注者は、工事完了後速やかに以下の書類を提出すること。

- ① 工事完了届書及び工事目的物引渡書
- ② 完成図（完成図等の種類、記入内容及び様式は、監督職員の指示による。）
- ③ 保全に関する資料（標仕による他、使用した仕上げの品名品番リスト。※目的物引渡時に、職員向けに取扱説明を行うこと。）
- ④ 工程写真（着工時から完成時までとし、工程毎に撮影） 2 部
- ⑤ その他、発注者が必要と認める書類

7. 秘密の保持

本業務において知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

8. 検査について

工事終了後に、検査担当職員による検査を受けること。

9. 請求及び代金の支払いについて

検査担当職員による検査に合格した後、適法な請求書を受理してから、30日以内に指定された金融機関に振り込みすることとする。

なお、「請求書」の宛名は、「官署支出官滋賀労働局長」とすること。

10. 留意事項

- 金額には工事に係る材料費（消耗品等含む）、運搬費、廃棄費、養生費、清掃費、諸経費等一切の費用を含めること。
- 必要に応じて現地調査を実施すること。なお、現地調査を行う日程等の調整は滋賀労働局職業安定部職業対策課長と行うこと。
- 労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し行うこと。
- OAフロア化に伴う電気、電話、LAN等の配線工事については本工事とは別途発注し、専用システムの設置については厚生労働省調達業者に発注する。よって、作業が輻輳した場合は、各業者の作業に支障がないよう事前に打ち合わせ等を実施のうえ作業間の調整を行うこと。
- 工事の実施にあたって必要となる電気及び水道の使用は可とする。
- 施工に際しては、養生を十分に行之、片付け、清掃を励行すること。また、廃棄物の処理に当たっては、全て請負者の責任において適法に行うこと。
- 工事に際して軽微な変更は監督職員の指示に従い行うものとするが、工期・請負金額の変更は行わない。
- 近隣住民、既入居者の迷惑にならないよう言動・行動及び騒音等については充分配慮して行うこと。
- 工事に際して、建物及び工作物を破損、汚損したときには、速やかに請負者の責任において復旧すること。ただし、発注者の責に帰する事由による場合の損害についてはこの限りでない。
- 本工事において、不明な点、疑義が生じた場合は、監督職員と協議することとし、請負者が単独で判断してはならない。

「滋賀労働局助成金センターOAフロア敷設工事」特記仕様書

1. 施工面積 196.5 m² (柱、スロープ部分等を含む最大面積)
2. 施行箇所 図面参照
3. 仕様
 - 1) パネル
 - ・ 4点支持タイプ 500 mm×500 mm×30 mm程度
 - ・ 金属製で軽量のもの 5.0 kg～6.0 kg/枚程度
 - ・ 床仕上げ高さ 50 mm～200 mm (高さ調整機能付)
 - ・ 強度 耐荷重 3000N以上
 - ・ 電気、電話、LAN 等配線が任意の位置で取り出せること。
 - ・ 参考部材「センクシア ウッドコアスチールフロア WSB500N」
「フクビ 3000N スチール系 OA フロア FP3000」 同等品以上
 - 2) フロアカーペット
 - ・ 無地 500 mm×500 mm×6.5 mm程度とし、耐久、防汚、防炎、制帯電、抗菌性を有すること。また、色は別途指定する。
 - ・ 参考部材「フクビ FTC-1300」 同等品以上
 - 3) 仕上げ等
 - ・ 框等表面に露出する部分は、アルミまたはステンレス製とする。
 - ・ 入り口等はスロープを設置し段差を無くすこと。(図面参照)
4. 建物設備
 - ・ 駐車場なし。但し、荷下ろし等一時的な駐車は可能なこと。また、滋賀労働局駐車場の使用を許可する場合があること。
 - ・ エレベーターあり。但し、既入居者の使用の妨げにならない範囲で使用する

こと。

(図面)

